

# 東広島市の取組み状況等について

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



平成25年11月14日

# ◆INDEX

東広島市における子育て支援施策の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

1 認定こども園 ・・・4	8 養育支援訪問事業 ・・・11
2 幼稚園 ・・・5	9 子育て短期支援事業 ・・・12
3 保育所(園) ・・・6	10 ファミリー・サポート・センター事業 ・・・13
4 保育所(園)における特別保育事業 (延長保育事業・一時預かり事業) ・・・7	11 病児保育事業(病児・病後児保育) ・・・14
5 地域子育て支援拠点事業 ・・・8	12 病児保育事業(体調不良児保育) ・・・15
6 妊婦健康診査 ・・・9	13 放課後児童クラブ(いきいきこどもクラブ) ・・・16
7 乳児家庭全戸訪問事業 ・・・10	

# 東広島市における子育て支援施策の現状

# 1 認定こども園

<b>根拠法</b>	就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法) ※認定権者は都道府県								
<b>内容</b>	<p><b>【概要】</b>          幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設。          ①幼児教育・保育の両方の機能(親の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一体的に実施)          ②地域における子育て支援(相談活動や集いの場の提供等)を行う機能</p> <p><b>【対象児童】</b>          0歳から小学校就学前まで</p> <table border="1" data-bbox="450 703 1832 951"> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>認可幼稚園+認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>認可幼稚園+保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>幼稚園的機能+認可保育所 (保育所が幼稚園的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td>幼稚園的機能+保育所的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)</td> </tr> </table> <p><b>【利用時間】</b>          1日4時間程度の利用から1日8時間を超える利用など、保護者の必要性に応じて選択可能。</p> <p><b>【利用料金】</b>          各認定こども園長が設定、徴収を行なう。(各類型の認可保育所部分は所得に応じた料金を設定)          ※東広島市においては東広島市保育所保育料徴収規則に準ずる。</p>	幼保連携型	認可幼稚園+認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)	幼稚園型	認可幼稚園+保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)	保育所型	幼稚園的機能+認可保育所 (保育所が幼稚園的な機能を備える)	地方裁量型	幼稚園的機能+保育所的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)
幼保連携型	認可幼稚園+認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)								
幼稚園型	認可幼稚園+保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)								
保育所型	幼稚園的機能+認可保育所 (保育所が幼稚園的な機能を備える)								
地方裁量型	幼稚園的機能+保育所的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)								
<b>施設数</b> (25. 4. 1)	幼保連携型 2カ所 : 認定こども園さざなみの森(西条地区) 認定こども園ひまわり(黒瀬地区) ※26. 4. 1より幼保連携型 認定こども園緑ヶ丘幼稚園(黒瀬地区)が開設予定								

## 2 幼稚園

根拠法	学校教育法 ※認可権者は都道府県
設備運営基準	幼稚園設置基準
内容	<p><b>【概要】</b> 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p><b>【対象児童】</b> 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児</p> <p><b>【利用時間】</b> ・標準的な教育時間・・・4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施(施設による)</p> <p><b>【利用料金】</b> 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>
施設数(25.5.1)	<p>14カ所 経営主体：国立：1 市立：2 私立：11(うち2は認定こども園) 地域：西条：6 八本松：1 高屋：2 黒瀬：3 安芸津：1 河内：1 未設置地域：志和、福富、豊栄</p>
利用者数(25.5.1)	2,306人(国立83人／市立334人／私立1,889人)

### 3 保育所

根拠法	児童福祉法
設備運営基準	東広島市保育所設置及び管理条例、東広島市保育所運営規定
内容	<p><b>【概要】</b> 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する。</p> <p><b>【対象児童】</b> 満3か月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童</p> <p><b>【保育所入所要件】</b> 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p><b>【利用時間】</b> 月～土曜日7:00～18:00(施設により異なる、最長19:30までの延長保育あり)</p> <p><b>【利用料金(月額)】</b> 3歳以上児 0～35,400円／3歳未満児 0～64,000円(所得に応じて13階層に設定)</p>
施設数(25.4.1) ※認定こども園の保育所 部分は除く	44カ所(公立28カ所／私立16カ所) 地域：西条:15 八本松:7 高屋:5 志和:4 黒瀬:5 安芸津:3 福富:2 豊栄:1 河内:2 未設置地域:なし
利用者数(25.4.1)	3,990人(公立1,997人／私立1,993人)

## 4 保育所(園)における特別保育事業(延長保育事業・一時預かり事業)

根拠法	児童福祉法
内容	<p>①延長保育事業 保護者の勤務状況等により通常開所時間内のお迎えが不可能な児童に対し、通常開所時間を超えて保育を実施する事業。 【利用時間】通常開所時間11時間を超える30分もしくは1時間(東広島市における最長開所時間19:30) 【利用料金】月額:3,000円(1時間利用)/2,000円(30分利用) 日額:250円</p> <p>②一時預かり事業 通常的に保育所(園)を利用していない児童に対し、保護者の必要性に応じて1日単位で保育を提供する事業。 【対象年齢】実施保育所(園)の対象年齢に準ずる。 【利用時間】保育所開所時間内の8時間、また1か月の利用可能日数は14日を限度とする。 【利用料金】4時間超2,000円/4時間以内1,000円(給食提供は200円加額)</p> <p>※ともに生活保護世帯等に対する利用料減免措置あり。</p>
施設数(25年度) ※認定こども園の保育所部分を含む	<p>①延長保育事業 26カ所/46カ所中 実施地域: 西条:13 八本松:3 高屋:2 志和:4 黒瀬:2 河内:2 未実施地域:安芸津、福富、豊栄</p> <p>②一時預かり事業 21カ所/46カ所中 実施地域: 西条:8 八本松:3 高屋:2 志和:3 黒瀬:2 安芸津:1 豊栄:1 河内:1 未実施地域:福富</p>
利用者数(24年度)	<p>①延長保育事業 :46,402人/年</p> <p>②一時預かり事業 :7,537人/年</p>

## 5 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法									
設備運営基準	東広島市地域子育て支援事業実施要綱 東広島市基幹型子育て支援事業実施要綱									
内容	<p>【概要】 乳幼児と保護者を対象に、自由に遊べる場所を提供するほか、育児相談や親子参加のイベントを開催する。</p> <p>【対象児童】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【利用料金】 無料（イベントによっておかし代、材料費等の徴収はある。）</p>									
施設数(25.4.1)	<p>15カ所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>施設数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹型子育て支援センター</td> <td>1カ所</td> <td>子育て・障害総合支援センター(はあとふる) ※子育て支援の中核施設と位置付け、地域子育て支援センターをはじめとする各機関との連携・調整を主業務とする</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター</td> <td>14カ所</td> <td>保育所(園)、福祉センター、商業施設 内 西条6カ所 八本松2カ所 高屋1カ所 志和1カ所 河内2カ所 安芸津1カ所 福富1カ所</td> </tr> </tbody> </table>	類型	施設数	設置場所	基幹型子育て支援センター	1カ所	子育て・障害総合支援センター(はあとふる) ※子育て支援の中核施設と位置付け、地域子育て支援センターをはじめとする各機関との連携・調整を主業務とする	地域子育て支援センター	14カ所	保育所(園)、福祉センター、商業施設 内 西条6カ所 八本松2カ所 高屋1カ所 志和1カ所 河内2カ所 安芸津1カ所 福富1カ所
類型	施設数	設置場所								
基幹型子育て支援センター	1カ所	子育て・障害総合支援センター(はあとふる) ※子育て支援の中核施設と位置付け、地域子育て支援センターをはじめとする各機関との連携・調整を主業務とする								
地域子育て支援センター	14カ所	保育所(園)、福祉センター、商業施設 内 西条6カ所 八本松2カ所 高屋1カ所 志和1カ所 河内2カ所 安芸津1カ所 福富1カ所								
利用者数(24年度)	59,167人/年 (保護者:26,745人/年 児童:32,422人/年)									

## 6 妊婦健康診査

根拠法	母子保健法
内容	<p><b>【概要】</b> 妊婦の健康診査のため、受診券を母子健康手帳とともに交付し、費用助成する。 (検査1枚:10,340円、子宮頸がん検査1枚;3,400円、クラミジア検査1枚;2,100円、一般健診14枚;5,300円) また、妊婦の口腔衛生及び胎児の健康管理のため、妊婦歯科健康診査の無料受診券を交付し、医療機関で実施している(妊娠期間中に1回)。</p> <p><b>【対象】</b> 市内在住の妊婦</p>
H24年度実績	妊婦一般健康診査件数:のべ22,530件

## 7 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 出生した乳児のいる全ての家庭へ、育児不安が増長することの多い4か月までの間に家庭訪問を実施し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、健全な育児環境の確保を図る。</p> <p><b>【対象】</b> 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭</p> <p><b>【訪問者】</b> 助産師、保健師</p>
H24年度実績	訪問者数：1851人、訪問率：99.3%

## 8 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問により、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。</p> <p><b>【対象】</b> ・出産後間もない時期の乳児で、育児ストレス、産後うつ病がある世帯 ・不適切な養育状態にある乳幼児等の養育者が虐待をするおそれがある世帯等</p> <p><b>【事業内容】</b> (1)育児・家事援助(子育てヘルパー派遣事業) 児童の養育について支援を必要とする世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を通じて、養育上の諸問題の解決、軽減を図り、家庭の養育力の養成及び向上を支援する。 (2)専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業等を行った際、児の成長や母親の育児の負担感など気になるケースについて、電話や再訪問によりフォローを行い、育児不安の軽減を図る。</p>
H24年度実績	<p>(1)育児・家事援助：196件 (2)専門的相談支援：127件</p>

## 9 子育て短期支援事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b></p> <p>(1)短期入所(ショートステイ)          保護者が次の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に保育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①疾病、育児疲れ、看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の理由</li> <li>②出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭での養育上の理由</li> <li>③冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等での公的行事への参加その他社会的な理由</li> </ul> <p>(2)夜間養護(トワイライトステイ)          保護者が仕事等の理由により夜間や休日における子どもの養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを施設に通所させ、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等を行う。</p> <p><b>【対象者】</b>          保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童</p> <p><b>【利用料金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)2歳未満児5350円/日、2歳以上児2750円/日</li> <li>(2)夜間(基本分)750円/日、夜間(宿泊分)750円/日、休日預かり1350円/日</li> </ul> <p>※生活保護世帯、市民税非課税世帯は軽減措置あり</p>
H24年度実績	<p>実施施設数：2施設(広島新生学園、広島乳児院)、          ショートステイ延利用日数：12日、トワイライトステイ延利用日数：10日</p>

## 10 ファミリー・サポート・センター事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行いたい人(提供会員)を結びつけ、地域で「子育ての助け合い」を行う市直営の会員組織を運営することで、地域における子育て支援の充実を図る。</p> <p><b>【対象】</b> ①提供会員:市内に居住し、健康で援助活動に理解と熱意がある20歳以上の方 ②依頼会員:市内に居住又は勤務している人で、0歳児から小学校6年生までの児童の保護者</p> <p><b>【活動内容】</b> 子どもの送迎(保育所・幼稚園、小学校等)、子どもの預かり、など</p> <p><b>【利用料金】</b> (1)1時間600円(月～金曜日の7:00～19:00) (2)1時間700円(早朝、夜間、土日祝)</p>
H24年度実績	登録会員数:645人、活動件数:2844件

## 11 病児保育事業(病児・病後児保育)

根拠法令	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b>            児童が病中・病気の回復期で、安静にする必要があるが、保護者が仕事、病気、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育できないときに診療所に併設した施設で一時的に預かる事業。</p> <p><b>【対象児童】</b>            生後5か月から小学校低学年まで            市外居住者は追加料金を支払うことにより利用可能。</p> <p><b>【利用定員】</b>            6人／日</p> <p><b>【利用時間】</b>            月曜日から金曜日 8:00から18:00 ※7:30～19:00まで延長可能</p> <p><b>【利用料金】</b>            8:00～18:00 2,600円 昼食代や時間外対応で追加料金徴収            ※生活保護世帯等に対する利用料減免措置あり。</p>
施設数(25.4.1)	1カ所 病児・病児保育室たんぽぽ(医療法人社団 博愛会 木阪クリニック内)
利用者数(24年度)	557人／年

## 12 病児保育事業(体調不良児保育)

根拠法令	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b>          児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。</p> <p><b>【対象児童】</b>          実施保育所(園)に通所する児童すべて</p> <p><b>【利用料金】</b>          無料</p>
施設数(25. 4. 1)	3カ所(私立保育園) 愛育保育園・みそのうこぼとの森保育園・東志和保育園
利用者数(25. 4)	133人/月

## 13 放課後児童クラブ(いきいきこどもクラブ)

根拠法令	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b> 保護者が就労等をしているため、継続的に放課後保護者と過ごすことができない児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした事業。</p> <p><b>【対象児童】</b> 小学校1年生から3年生まで(特別支援学級等に在籍する児童などは6年生まで)</p> <p><b>【利用時間】</b> 課業日 放課後から18:00 土曜日・長期休業日・代休日等 8:00~18:00</p> <p><b>【利用料金】</b> 月曜日~金曜日 3,000円 おやつ教材費別途 1,500円 月曜日~土曜日 4,500円 おやつ教材費別途 1,800円 ※生活保護世帯等に対する利用料減免措置あり。</p>
施設数(25.4.1)	45カ所
利用者数(25.5.1)	1,525人